

# 金沢美術工芸大学研究生に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 42 号

(趣旨)

第 1 条 金沢美術工芸大学研究生(以下「研究生」という。)に係る教育課程及び履修方法は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の出願)

第 2 条 入学を志願する者は、別に定める願書を所定の日までに提出しなければならない。

(入学者の審査)

第 3 条 入学者の審査は、本学の教員で構成する大学院運営委員会が行うものとする。

(定員)

第 4 条 研究生の総定員は、若干人とする。

(研究年限)

第 5 条 研究生の在学期間は半年又は 1 年とする。ただし、引き続いて在学を願い出た者に対しては研究科委員会の議を経て、学長は半年又は 1 年に限りその期間を延長することができる。

2 在学の延長を希望する者は、研究科委員会が指定する日までに、在学期間延長願を提出しなければならない。

(指導教官)

第 6 条 研究生を指導する教官は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(研究成果)

第 7 条 研究生は、研究期間の修了に際し、その研究事項を作品又は論文等として提出しなければならない。

(修了証書)

第 8 条 研究期間が修了した者に対しては、修了証書を交付する。

(除籍又は退学)

第 9 条 学長は指導教官の判定により研究成果がないと認められる者並びに金沢美術工芸大学大学院学則(平成 22 年規程第 2 号)第 22 条及び第 37 条により準用される金沢美術工芸大学学則(平成 22 年規程第 1 号)第 47 条に該当する者については、研究科委員会の議を経て除籍又は退学を命ずることができる。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。